１．県内周産期医療提供施設の連携体制図

令和２年２月現在

三次周産期医療

高知医療センター（総合周産期母子医療センター）

- 出生体重 1,000g 未満の児や切迫早産等の重症妊産婦（妊娠 28 週未満）に対する極めて高度な医療を提供する
- 新生児搬送受け入れの場合、小児科医が必要に応じて救急車に同乗する
- 周産期医療に関する情報収集・提供を行う
- 周産期医療従事者の研修を行う

高知大学医学部附属病院周産母子センター（地域周産期医療センター）

- 出生体重 1,000g 未満の児や切迫早産等の重症妊産婦（妊娠 28 週未満）に対する極めて高度な医療を提供する
- 周産期医療に関する情報収集・提供を行う

二次周産期医療

国立病院機構高知病院

- 出生体重 1,800g 以上の児や切迫早産（妊娠 34 週以降）等の重症妊産婦に対する高度な医療を提供する
- NICU を併設し、三次周産期医療を補う新生児救急医療を提供する

高知赤十字病院

- 出生体重 2,000g 以上の児や切迫早産（妊娠 34 週以降）等の重症妊産婦に対する高度な医療を提供する
- 救命救急センターを併設し、主に母体救命救急及び婦人科緊急医療を提供する

県立幡多けんみん病院

- 正常分娩～出生体重 1,800g 以上の児や切迫早産（妊娠 32 週以降）等の重症妊産婦に対する高度な医療を提供する
- 地域の拠点病院としての役割を担う

ＪＡ高知病院・県立あき総合病院

- 正常分娩、軽度異常の周産期医療を提供する
- 戻り搬送によるハイリスク児の受入れを行う

一次周産期医療

一般産科・産婦人科・診療所（6 施設）

- 正常～軽度異常の産科診療を取り扱う

産婦人科外来診療病院・診療所（14 施設）

- 妊婦健康診査のみを行う

助産所（1 施設）

- 正常分娩を取り扱う